

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項  
1 事業の概要

特別会計名： 豊川市公共下水道事業特別会計

事業名	公共下水道、特定環境保全公共下水道（下水道事業）		
事業開始年月日	昭和47年12月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名	豊川市	職員数（H22. 4. 1現在）	30人
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上 計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	134円（平成21年度）	財政力指数	0.968（平成22年度）
資金不足比率（健全化法）（%）	—（平成21年度）	財政力指数（臨財債振替前）	—（平成22年度）
経常収支比率（%）	91.1（平成21年度）	実質公債費比率（%）	9.6（平成22年度）
		将来負担比率（%）	71.7（平成21年度）

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること。
- 3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input checked="" type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成18年2月1日（旧法） 合併前市町村：豊川市、宝飯郡一宮町 平成20年1月15日（新法） 豊川市、宝飯郡音羽町、宝飯郡御津町 平成22年2月1日（新法） 豊川市、宝飯郡小坂井町 ]

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 □にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	豊川市公共下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成22年度から平成26年度
計画策定責任者	豊川市長 山脇 実
既存計画との関係	-
公表の方法等	承認後速やかに市HPにて今後の経営状況、経営指針を公表すると共に議会に説明する。 使用料改定については平成22年12月議会に上程し、平成23年4月より施行予定。
基本方針	使用料の適正化による収入の確保と職員定員の適正化計画による経営の効率化を柱とし市の上位計画である豊川市行政改革大綱に基づく経営計画を策定し基準外繰出をなくすものとする。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：千円)

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満 旧簡保：年利5%以上 6%未満 旧公庫：年利5%以上 5.5%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満 旧簡保：年利6%以上 6.5%未満 旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	旧運用部：年利6.3%以上 旧簡保：年利6.5%以上 旧公庫：年利6%以上	うち年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額					
	補償金免除額					
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	59,607.8	20,789.8			80,397.6
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	5,676.0	18,166.0	41,032.0	10,607.9	64,873.9

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。  
 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	うち年利7%以上	合 計
公 営 企 業 債						
合 計 (A)						
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち					
合 計 (B)						
公営企業で負担するもの (A)-(B)						

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	うち年利7%以上	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業	59,608	20,790			80,398
合 計 (A)		59,608	20,790			80,398
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち					
合 計 (B)						
公営企業で負担するもの (A)-(B)		59,608	20,790			80,398

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	うち年利7%以上	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業	5,676	18,166	41,032	10,608	64,874
合 計 (A)		5,676	18,166	41,032	10,608	64,874
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち					
合 計 (B)						
公営企業で負担するもの (A)-(B)		5,676	18,166	41,032	10,608	64,874

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。  
 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。  
 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。  
 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>本市の公共下水道事業はすべて県の流域下水道施設により終末処理を行っているため、処理施設の更新などの施設整備費は独自には計上しておらず、これらによる後年度への負担増は抑えられている。平成21年度末の人口普及率は71.2%であり、平成21年度末の全国平均73.7%を未だ下回っているが、新拡張事業の実施により、更なる普及率の向上に努める計画となっている。また、平成20年度に公営企業経営健全化計画を策定し、高利債について借換や繰上償還による経費削減を行っている。平成22年2月には小坂井町との合併を行っており、合併によるスケールメリットを生かした維持管理経費の削減を進めている。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 使用料単価の見直し</p> <p>豊川市においては、平成8年度に料金改定を行って以来、料金は据置きとなっているが、今後は3年毎に行っている使用料の見直しにより単価改定を行い、基準外繰入金が発生しないよう利用者に適正な負担を求めていく必要がある。</p>
	<p>課 題 ② 地方債償還額の増加</p> <p>旧豊川市においては、繰上償還等により高利債対策をとっていたが、合併により新たな高利債への対策が必要となった。また、今後の事業展開についても地方債残高が確実に減少していくよう償還元金以下に借入額を抑制していくような計画づくりに努める必要がある。</p>
	<p>課 題 ③ 合併による経営の効率化</p> <p>平成18年2月、平成20年1月、平成22年2月の3度にわたり合併を行っているため、早期に無駄をなくし、効率的な経営を行っていきけるようなスケールメリットを生かした計画づくりを行い一層の経費削減を図っていく必要がある。</p>
	<p>課 題 ④ 流域下水道維持管理費の改定や埋設管等の老朽化による維持管理費増加の見込み</p> <p>流域下水道維持管理費が単価改定により値上げとなった場合や事業開始から30年以上経過し当初に埋設した管渠を中心に点検等のメンテナンス費用が今後増加していくことが見込まれる。また、老朽化により旧小坂井町から引継いだ平井ポンプ場の改修が必要である。</p>
	<p>課 題 ⑤ 使用料収入の伸び悩み</p> <p>企業による光熱水費等維持管理費の節減対策や節水トイレ、節水型洗濯機等の普及による家庭用水の節水効果により、排水量にこれまでのような伸びがみられなくなっている。今後は接続率向上への積極的な取組みを行なうなど有収水量を増やす努力をしていくことが必要である。</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ②旧豊川市

Ⅲ 今後の経営状況の見通し (②法非適用企業)

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円, %)

区 分		年 度	平成17年度 (計画前5年度) ( 決 算 )	平成18年度 (計画前4年度) ( 決 算 )	平成19年度 (計画前3年度) ( 決 算 )	平成20年度 (計画前々年度) ( 決 算 )	平成21年度 (計画前年度) ( 決 算 見 込 )	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	2,693	2,843	3,798	2,843							
	(1) 営 業 収 益 (B)	2,010	2,041	2,471	1,918							
	ア 料 金 収 入	1,387	1,432	1,483	1,517							
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
	ウ そ の 他 (雨水処理負担金)	0 (623)	0 (609)	0 (988)	0 (401)							
	(2) 営 業 外 収 益	683	802	1,327	925							
	ア 他 会 計 繰 入 金	677	789	1,194	916							
	イ そ の 他	6	13	133	9							
	2 総 費 用 (D)	1,839	1,787	1,767	1,598							
	(1) 営 業 費 用	899	902	936	938							
	ア 職 員 給 与 費 うち退職手当	155	130	123	100							
	イ そ の 他	744	772	813	838							
	(2) 営 業 外 費 用	940	885	831	660							
	ア 支 払 利 息 (雨水分) (汚水分)	(222) 718	(204) 681	(186) 645	(139) 521							
うち一時借入金利息												
イ そ の 他												
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	854	1,056	2,031	1,245								
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	2,869	2,681	3,115	3,055							
	(1) 地 方 債 資本費平準化債	1,284	1,353	1,618	2,165							
	(2) 他 会 計 補 助 金	617	407	114	234							
	(3) 他 会 計 借 入 金			454								
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	675	659	596	419							
	(6) 工 事 負 担 金	288	251	309	237							
	(7) そ の 他	5	11	24	0							
	2 資 本 的 支 出 (G)	3,688	3,769	5,116	4,296							
	(1) 建 設 改 良 費 うち職員給与費	2,186 135	2,206 133	2,217 117	1,376 91							
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	1,502	1,563	2,899	2,792							
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金				128							
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金											
	(5) そ の 他											
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-819	-1,088	-2,001	-1,241								

Ⅲ②旧豊川市

(単位:百万円, %)

年 度	平成17年度 (計画前5年度) ( 決 算 )	平成18年度 (計画前4年度) ( 決 算 )	平成19年度 (計画前3年度) ( 決 算 )	平成20年度 (計画前々年度) ( 決 算 )	平成21年度 (計画前年度) ( 決 算 見 込 )	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分										
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	35	-32	30	4						
積 立 金 (K)										
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	132	166	128	156						
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)										
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	167	134	158	160						
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	1	6	2							
実 質 収 支										
(N)-(O)	166	128	156	160						
黒 字 (P)										
赤 字 (Q)										
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )										
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	80.6	84.9	81.4	64.8						
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)	0	0	0	0						
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	2,010	2,041	2,471	1,918						
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S) × 100)	0.0	0.0	0.0	0.0						
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)	0	0	0	0						
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)	0	0	0	0						
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)	2,010	2,041	2,471	1,918						
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)	0.0	0.0	0.0	0.0						
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)	0	0	454	326						
企 業 債 現 在 高 (X)	25,261	25,051	23,770	23,143						

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度	平成17年度 (計画前5年度) ( 決 算 )	平成18年度 (計画前4年度) ( 決 算 )	平成19年度 (計画前3年度) ( 決 算 )	平成20年度 (計画前々年度) ( 決 算 )	平成21年度 (計画前年度) ( 決 算 見 込 )	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分										
収 益 的 収 支 分	1,300	1,398	2,182	1,317						
うち基準内繰入金	710	1,335	2,182	1,312						
うち基準外繰入金	590	63		5						
資 本 的 収 支 分	617	407	114	234						
うち基準内繰入金	152	135	109	117						
うち基準外繰入金	465	272	5	117						
合 計	1,917	1,805	2,296	1,551						

Ⅲ②旧小坂井町

Ⅲ 今後の経営状況の見通し (②法非適用企業)

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円, %)

年 度		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
		(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
区 分		( 決 算 )	( 決 算 )	( 決 算 )	( 決 算 )	( 決 算 見 込 )					
収益的 収支	収益的 収入	1 総 収 益 (A)	253	250	412	425					
		(1) 営 業 収 益 (B)	139	140	151	159					
		ア 料 金 収 入	137	139	150	158					
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)									
		ウ そ の 他 (雨水処理負担金)	0 (2)	0 (1)	0 (1)	0 (1)					
		(2) 営 業 外 収 益	114	110	261	266					
		ア 他 会 計 繰 入 金	108	106	260	266					
	イ そ の 他	6	4	1	0						
	2 総 費 用 (D)	253	250	249	254						
	(1) 営 業 費 用	134	133	135	143						
	ア 職 員 給 与 費 うち退職手当	33	30	30	30						
	イ そ の 他	101	103	105	113						
	(2) 営 業 外 費 用	119	117	114	111						
	ア 支 払 利 息 (雨水分) (汚水分)	(0)	(0)	(0)	(0)						
	うち一時借入金利息										
イ そ の 他											
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	0	0	163	171							
資本的 収支	資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	627	573	412	405					
		(1) 地 方 債 資本費平準化債	251	131	173	187					
		(2) 他 会 計 補 助 金	243	230	110	112					
		(3) 他 会 計 借 入 金									
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金									
		(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	122	125	116	96					
		(6) 工 事 負 担 金	11	87	13	10					
		(7) そ の 他									
	2 資 本 的 支 出 (G)	625	571	577	568						
	(1) 建 設 改 良 費 うち職員給与費	433 29	403 30	402 22	387 23						
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	175	158	163	171						
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金										
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	17	10	12	10						
	(5) そ の 他										
	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	2	2	-165	-163						

Ⅲ②旧小坂井町

(単位:百万円, %)

区 分	年 度									
	平成17年度 (計画前5年度) ( 決算 )	平成18年度 (計画前4年度) ( 決算 )	平成19年度 (計画前3年度) ( 決算 )	平成20年度 (計画前々年度) ( 決算 )	平成21年度 (計画前年度) ( 決算見込 )	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	2	2	-2	8						
積 立 金 (K)										
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	8	10	12	10						
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)										
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	10	12	10	18						
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)										
実 質 収 支 (N)-(O)	黒 字 (P)	10	12	10	18					
	赤 字 (Q)									
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )										
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	59.1	61.3	100.0	100.0						
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)	0	0	0	0						
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	139	140	151	159						
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)	0.0	0.0	0.0	0.0						
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (T)	0	0	0	0						
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)	0	0	0	0						
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)	139	140	151	159						
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)	0.0	0.0	0.0	0.0						
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)	0	0	0	0						
企 業 債 現 在 高 (X)	3,963	3,936	3,946	3,962						

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度									
	平成17年度 (計画前5年度) ( 決算 )	平成18年度 (計画前4年度) ( 決算 )	平成19年度 (計画前3年度) ( 決算 )	平成20年度 (計画前々年度) ( 決算 )	平成21年度 (計画前年度) ( 決算見込 )	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	110	107	261	267						
うち基準内繰入金	17	51	234	187						
うち基準外繰入金	93	56	27	80						
資 本 的 収 支 分	243	230	110	112						
うち基準内繰入金	38	35	33	32						
うち基準外繰入金	205	195	77	80						
合 計	353	337	371	379						

Ⅲ②新豊川市

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円, %)

区 分		年 度	平成17年度 (計画前5年度) ( 決 算 )	平成18年度 (計画前4年度) ( 決 算 )	平成19年度 (計画前3年度) ( 決 算 )	平成20年度 (計画前々年度) ( 決 算 )	平成21年度 (計画前年度) ( 決 算 見 込 )	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)						2,979	3,112	3,268	3,337	3,312	3,331
	(1) 営 業 収 益 (B)						2,039	2,192	2,434	2,521	2,537	2,571
	ア 料 金 収 入						1,650	1,819	2,061	2,143	2,157	2,191
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
	ウ そ の 他 (雨水処理負担金)						0 (389)	0 (373)	0 (373)	0 (378)	0 (380)	0 (380)
	(2) 営 業 外 収 益						940	920	834	816	775	760
	ア 他 会 計 繰 入 金						939	920	834	816	775	760
	イ そ の 他						1					
	2 総 費 用 (D)						1,775	1,688	1,668	1,647	1,611	1,570
	(1) 営 業 費 用						1,095	1,068	1,077	1,087	1,073	1,073
	ア 職 員 給 与 費 うち退職手当						125	124	124	124	114	114
	イ そ の 他						970	944	953	963	959	959
	(2) 営 業 外 費 用						680	620	591	560	538	497
	ア 支 払 利 息 (雨水分) (污水分)						(119) 561	(114) 506	(94) 497	(93) 467	(92) 446	(110) 387
イ そ の 他												
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)							1,204	1,424	1,600	1,690	1,701	1,761
資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)						4,036	2,319	2,434	2,227	2,164	2,132
	(1) 地 方 債 資本費平準化債						2,663	1,265	1,362	1,396	1,287	1,285
	(2) 他 会 計 補 助 金						547	114	88	81	75	78
	(3) 他 会 計 借 入 金											
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金						696	615	712	623	620	556
	(6) 工 事 負 担 金						120	325	272	127	182	213
	(7) そ の 他						10					
	2 資 本 的 支 出 (G)						5,265	3,796	3,984	3,915	3,858	3,885
	(1) 建 設 改 良 費 うち職員給与費						2,140 115	2,238 115	2,445 115	2,330 115	2,328 115	2,347 115
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)						2,978	1,467	1,469	1,549	1,530	1,538
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金						129	91	70	36		
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金						18					
	(5) そ の 他											
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)							-1,229	-1,477	-1,550	-1,688	-1,694	-1,753



Ⅲ②新豊川市

(単位:百万円, %)

年 度	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分										
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)					-25	-53	50	2	7	8
積 立 金 (K)										
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)					178	153	100	150	152	159
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)										
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)					153	100	150	152	159	167
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)										
実 質 収 支					153	100	150	152	159	167
(N)-(O)										
黒 字 (P)										
赤 字 (Q)										
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )										
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )					62.7	98.6	104.2	104.4	105.4	107.2
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)					0	0	0	0	0	0
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)					2,039	2,192	2,434	2,521	2,537	2,571
地方財政法による資金不足の比率 (R)/(S) × 100					0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)					0	0	0	0	0	0
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)					0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)					2,039	2,192	2,434	2,521	2,537	2,571
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)					0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)					197	106	36	0	0	0
企 業 債 現 在 高 (X)					26,790	26,588	26,481	26,328	26,085	25,832

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分										
収 益 的 収 支 分					1,328	1,293	1,207	1,194	1,155	1,140
うち基準内繰入金					1,298	1,265	1,207	1,194	1,155	1,140
うち基準外繰入金					30	28				
資 本 的 収 支 分					547	114	88	81	75	78
うち基準内繰入金					143	98	88	81	75	78
うち基準外繰入金					404	16				
合 計					1,875	1,407	1,295	1,275	1,230	1,218

## (3) 経営指標等

(単位:%)

		平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)		56.1	77.3	79.6	97.1						
資本費 (円又は%)		140	132	102	132						
総収支比率(法適用) (%)											
経常収支比率(法適用) (%)											
営業収支比率(法適用) (%)											
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)		80.6	84.9	81.4	64.8						
繰入金比率	収益的収入分 (%)	48.3	49.2	57.6	46.3						
	うち基準内繰入金 (%)	26.4	47.0	57.6	46.1						
	うち基準外繰入金 (%)	21.9	2.2		0.2						
	資本的収入分 (%)	21.5	15.2	3.7	7.6						
	うち基準内繰入金 (%)	5.3	5.0	3.5	3.8						
	うち基準外繰入金 (%)	16.2	10.2	0.2	3.8						

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

- (1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)
    - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100
    - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100
  - (2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100
  - (3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用×100
  - (4) 営業収支比率 (%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)
  - (5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100
  - (6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100
  - (7) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入 (又は資本的収入)×100
- 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記入すること。
- (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
    - ・料金回収率 (%)＝供給単価※1／給水原価※2×100
    - ※1 供給単価 (円/㎡)＝給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)
    - ※2 給水原価 (円/㎡)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)
    - 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
      - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量
      - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量
  - (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
    - ・使用料回収率 (%)＝使用料収入※／汚水処理費※×100
    - ※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された(又は報告すべき)数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。
- 3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。
- 4 上記指標のうち(再掲)と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成18年度末の合併後の合算算定による使用料単価(使用料収入/有収水量)は125.7円/㎡であり、基準外繰入金もある。これらの解消のために平成22年度に平均9%程度の料金改定を行う。当面は150円/㎡を目標に段階的に使用料単価の見直しを行う。
2 他会計繰入金の見込み	今後10年間で的一般会計繰入金の見込みは平均11億円程度とし、合併前の繰入額と比較すると年間8億円程度減少させていく計画である。また使用料金の改定や繰上償還等により早期に基準外繰入をなくす方針である。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	自己の処理場を持たないため現在のところ大規模な投資、資産売却の予定はない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	人件費については、豊川市行政改革大綱に基づき平成17年4月から平成22年4月までの5年間に於いて、職員数の10.2%を削減する計画となっており、下水道会計としては平成19年度までに削減目標を達成している。今後も合併による効率化を図り、委託事業を見直すなど削減に努める。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み  
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
  - ② 他会計繰入金の見込み  
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
  - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み  
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
  - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの  
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
  - 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

## (3) 経営指標等

(単位:%)

		平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)		33.0	44.0	85.4	66.8						
資本費 (円又は%)		185	188	180	178						
総収支比率(法適用) (%)											
経常収支比率(法適用) (%)											
営業収支比率(法適用) (%)											
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)		59.1	61.3	100.0	100.0						
繰入金比率	収益的収入分 (%)	42.7	42.4	63.1	62.8						
	うち基準内繰入金 (%)	6.7	20.4	56.8	44.0						
	うち基準外繰入金 (%)	36.0	22.0	6.3	18.8						
	資本的収入分 (%)	38.8	40.1	26.8	27.7						
	うち基準内繰入金 (%)	6.1	6.1	8.0	7.9						
	うち基準外繰入金 (%)	32.7	34.0	18.8	19.8						

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

- (1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)
    - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100
    - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100
  - (2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100
  - (3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用×100
  - (4) 営業収支比率 (%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)
  - (5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100
  - (6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100
  - (7) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入 (又は資本的収入)×100
- 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記入すること。
- (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
    - ・料金回収率 (%)＝供給単価※1／給水原価※2×100
    - ※1 供給単価 (円/㎡)＝給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)
    - ※2 給水原価 (円/㎡)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)
    - 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
      - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量
      - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量
  - (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
    - ・使用料回収率 (%)＝使用料収入※／汚水処理費※×100
    - ※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された(又は報告すべき)数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。
- 3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。
- 4 上記指標のうち(再掲)と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成19年度末の使用料単価(使用料収入/有収水量)は109.7円/㎡であり、基準外繰入金もある。これらの解消のために平成23年度に平均15%程度の料金改定を行なう。当面は隣接する豊川市使用料単価(125.7円/㎡:H18)を目標に使用料単価の見直しを行い、150円/㎡を最終目標とする。
2 他会計繰入金の見込み	今後5年間で的一般会計繰入金の見込みは平均4億円程度であるが、市街化区域内の下水道整備が完了することになる。その後の整備については、調整区域内の汚水整備のみとなるため、年間1億円以上の削減を図ることができる。また、使用料金の改定や繰上償還等により早期に基準外繰入をなくす方針である。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	自己の処理場を持たないため、現在のところ大規模な投資、資産売却の予定はない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	人件費は、小坂井町行政改革大綱に基づき平成17年度から平成22年度までの5年間に於いて職員数の8.8%を削減する計画となっており、下水道会計としては平成19年度までに削減目標を達成している。今後も効率化を図り、委託業務を見直すなど歳出削減に努める。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み  
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
  - ② 他会計繰入金の見込み  
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
  - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み  
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
  - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの  
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
  - 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

## (3) 経営指標等

(単位:%)

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)										
料金回収率※ (%)					89.9	92.6	99.5	99.9	99.4	99.5
資本費 (円又は%)					134	133	131	128	128	128
総収支比率(法適用) (%)										
経常収支比率(法適用) (%)										
営業収支比率(法適用) (%)										
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)					62.7	98.6	104.2	104.4	105.4	107.2
繰入金比率	収益的収入分 (%)				44.6	41.5	36.9	35.8	34.9	34.2
	うち基準内繰入金 (%)				43.6	40.6	36.9	35.8	34.9	34.2
	うち基準外繰入金 (%)				1.0	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0
	資本的収入分 (%)				13.6	4.9	3.6	3.6	3.5	3.7
	うち基準内繰入金 (%)				3.6	4.2	3.6	3.6	3.5	3.7
	うち基準外繰入金 (%)				10.0	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

- (1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)
    - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100
    - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100
  - (2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100
  - (3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用×100
  - (4) 営業収支比率 (%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)
  - (5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100
  - (6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100
  - (7) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入 (又は資本的収入)×100
- 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記入すること。
- (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
    - ・料金回収率 (%)＝供給単価※1／給水原価※2×100
    - ※1 供給単価 (円/㎡)＝給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)
    - ※2 給水原価 (円/㎡)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)
    - 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
      - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量
      - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量
  - (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
    - ・使用料回収率 (%)＝使用料収入※／汚水処理費※×100
    - ※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された(又は報告すべき)数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。
- 3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。
- 4 上記指標のうち(再掲)と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成18年度末の合併後の合算算定による使用料単価(使用料収入/有収水量)は125.7円/㎡であり、基準外繰入金もある。これらの解消のために平成22年度に平均9%程度の料金改定を行う。当面は150円/㎡を目標に段階的に使用料単価の見直しを行う。
2 他会計繰入金の見込み	今後10年間で一般会計繰入金の見込みは旧小坂井町分も含めて平均12億円程度とし、合併前の繰入額と比較すると年間8億円程度減少させていく計画である。また使用料金の改定や繰上償還等により早期に基準外繰入をなくす方針である。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	自己の処理場を持たないため現在のところ大規模な投資、資産売却の予定はない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	人件費については、豊川市行政改革大綱に基づき平成17年4月から平成22年4月までの5年間に於いて、職員数の10.2%を削減する計画となっており、下水道会計としては平成19年度までに削減目標を達成している。今後も合併による効率化を図り、委託事業を見直すなど削減に努める。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み  
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
  - ② 他会計繰入金の見込み  
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
  - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み  
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
  - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの  
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
  - 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	③	豊川市定員適正化計画に基づき、平成17年度からの5年間で平均10.2%の職員削減を目標とし、平成19年度までに達成されている。また、現在定めている豊川市第3次定員適正化計画改訂版では、平成20年度から平成23年度末までに平均10.9%の職員削減を図ることとされており今後も継続し取組んでいく。下水道事業としては平成18年度42名(旧宝飯郡4町含む)が平成21年度末33名、平成22年4月時点で30名(削減率28.6%)となっている。
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	③	給与構造改革は平成18年4月1日に実施済みである。地域手当については、国による支給率が0%であることに鑑み、段階的に削減し平成22年4月から廃止している。 (地域手当 平成18年4月～6%、平成20年4月～5%、平成21年4月～3%、平成22年4月～0%)
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	③	現在、当会計に1名配置があるが配置上の取り扱いについては市と同様に考えている。平成20年3月に市として取組方針を発表し、HPIにも公表しているところである。現在は、行(一)、行(二)の給料を分離し、平成22年4月から労務職員の給料表を国の行(二)ベースへ改定した。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	③	退職時特昇の制度は無い。(平成16年7月1日廃止)
◇ 福利厚生事業のあり方	③	従来は愛知県九市健康保険組合に加入していたが、同組合は平成21年12月1日に愛知県都市職員共済組合と統合し、現在は愛知県都市職員共済組合短期給付に移行した。なお、統合時には保険料の負担割合を1:1とし公費負担分を引き下げた。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	②、③	維持管理費については合併効果を生かし、物品や委託作業などを集約し一括発注をする等により経費の削減を図っている。また、合併以前に団体により異なる仕様で行っていた委託等も簡素化できるものは見直していくなどコスト削減を念頭においた予算執行をしていく。管理運営費の中で高いウエイトを占める元利償還金についても繰上償還や借換による支払利息の削減に積極的に取り組んでいく。処理場を持たないため大規模な発注や修繕費の削減は難しい。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	④	下水道使用料の徴収事務について、現在の委託先である水道事業会計において平成21年度以降徴収業務を直営から民間業者に委託し、経費の削減を図った。



#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	①	平成21年度決算における平均使用料単価123.6円/㎡は、不況による大口需要の大幅な減少による影響が大きいという要因があるものの、平成20年度の公共下水道全国平均134.2円/㎡を下回る水準である。適正な料金水準に向けた取組みとしては、平成22年度中に使用料単価の改定作業を行うとともに、今後も見直しを行っていくものとする。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		豊川市公共下水道事業経営健全化計画については、市HPにより公開し、また、計画の到達状況の検証として決算レベルでの数値公開も併せて行っていく。予算・決算及び職員給の状況については、議決後速やかに広報に掲載している。
○ 行政評価の導入		豊川市公共下水道事業経営健全化計画における経営指標については、毎年到達度を数値で確認し、達成していない場合は適切な対策を立てていくこととする。行政評価については、現在手法について検討中であるが、豊川市総合計画において事業ごとの目標指標を定め、進行状況、及び達成状況についてチェックを行っている。
4 その他	⑤	供用開始後の接続率を上げるため、啓発を積極的に行い職員による戸別訪問を増やしていく。再任用職員等の活用により人件費の削減を図る。

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	豊川市定員適正化計画に基づき平成20年度から4年間において平均10.9%の職員削減を目標にしているが小坂井町との合併により削減目標も見直しされる見込みであることから、今後も上位計画に基づく削減率の達成は基より数値にとらわれることなく更なる組織のスリム化に取り組んでいく。また、合併によりこれまで職員が行っていた業務についても早急に点検し委託化を進め、発注についても一括に取りまとめる等効率化を図る。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	収支計画に基づく使用料負担の適正化を図るため、平成22年度中に料金改定を行ない、平成23年度4月より施行する予定である。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	繰上償還の財源として一般会計から繰入を行ったため、一時的に基準外繰入金が増加したが、繰上償還や借換の実施、使用料改定による収入確保等により基準外繰入金はなくなる見込みである。
4 その他	①供用開始後の地区を中心に職員の戸別訪問、夜間訪問の機会を増やし、接続率の向上を図り有収水量の増加に努める。また、下水道使用料、下水道受益者負担金の収納率アップのため夜間徴収や水道部と連携して訪問徴収を行うなどの機会を増やし収入の確保に努める。 ②平成25年度までに再任用職員等を活用することとし、人件費の削減を図る。

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)

2 年度別目標等

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】

区分	課題	目録又は実績	平成19年度 (当初計画前年度)	平成20年度 (当初計画初年度)	平成21年度 (当初計画第2年度) (延長計画前年度)	平成22年度 (当初計画第3年度) (延長計画初年度)	平成23年度 (当初計画第4年度) (延長計画2年度)	平成24年度 (当初計画第5年度) (延長計画3年度)	当初計画合計	平成25年度 (延長計画4年度)	平成26年度 (延長計画5年度)	延長計画合計	
収入の確保	①	処理区域内人口(人)	130,383	131,736	131,803	133,780	135,786	137,822		139,475	140,889		
		A 増減		1,353	67	1,977	2,006	2,036		1,653	1,394		
		水洗便所設置済人口(人)	114,882	118,466	119,147	121,204	123,157	125,280		126,787	128,062		
		B 増減		3,584	681	2,057	1,953	2,123		1,507	1,275		
	②	水洗化率(%)	88.1	89.9	90.4	90.6	90.7	90.9		90.9	90.9		
		C 増減		0.6	1.0	0.5	0.5	0.5		0	0.1		
		有収水量(m <sup>3</sup> )	13,190,833	13,473,592	13,567,166	14,449,000	15,140,000	15,718,000		15,942,000	16,340,000		
		D 増減		282,759	93,574	881,834	691,000	578,000		224,000	398,000		
	③	使用料単価(円/m <sup>3</sup> ) (使用料収入/有収水量)	123.8	124.3	121.6	125.9	136.1	136.3		135.3	134.1		
		E 増減		0.5	-2.7	4.3	10.2	0.2		-1.0	-1.2		
		料金改定率(%) (料金改定実施年度に記入)					9.0	9.0					
		F 増減					9.0	9.0					
	④	収納率(%)	98.4	98.4	98.5	98.6	98.6	98.6		98.7	98.7		
		G 増減		0	0.1	0.1	0	0		0.1	0.0		
		その他( )											
		H 増減											
	経営の効率化	⑤	管理運営費(千円)	3,612,324	3,418,932	3,276,674	3,270,120	3,258,688	3,255,420		3,253,210	3,249,750	
			I 増減		-193,392	-142,258	-6,554	-11,432	-3,268		-2,210	-3,460	
		処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)	28	26	25	24	24	24		23	23		
		J 増減		-2	-1	-1	-1	0		0	-1		
汚水処理原価(円/m <sup>3</sup> ) (汚水処理経費/有収水量)		154.6	156.4	135.2	136	136.8	136.5		136.1	134.8			
K 増減			1.8	-21.2	0.8	0.8	-0.3		-0.4	-1.3			
汚水処理原価(維持管理費)(円/m <sup>3</sup> ) (汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)		71.2	71.3	77.7	74.7	72.6	71.2		70.9	70.6			
L 増減		0.1	6.4	-3.0	-2.1	-1.4		-0.3	-0.3				
⑥	その他( )												
M 増減													
当初計画に計上した施策に係る改善効果額	収入の確保	使用料回収率(%) (E/K×100)	80.1	79.5	89.9	92.6	99.5	99.9		99.4	99.5		
		累積欠損金比率(%) (実績値)											
		延長計画の目標値											
		当初計画の目標値	27,716	27,105	27,184	26,998	26,979	26,746					
経営の効率化	収入の確保	改善効果額	1,633	1,693	1,752	1,962	2,061	2,142					
		①有収水量の増加		2	6.35	153.40	178.55	182.60		522.90			
		②使用料の適正化		2	4.05		6.10	8.15		10.20			
		③収納率の向上					143	166		166			
	その他④( )					4.4	6.4		17.4				
	改善効果額												
	経営の効率化	管理運営費	改善効果額	3,764	3,727	3,714	3,699	3,728	3,735				
			うち職員給与費中の退職手当を除いたもの	240	222	245	239	239	239				
		改善効果額		13	16.3	20.7	20.7	20.7		91.4			
		⑤職員給与費の適正化		13	16.3	20.7	20.7	20.7		91.4			
維持管理費(上記以外)の適正化													
その他⑥(使用料徴収事務経費の効率化)				3.4	3.4	3.4	3.4						
改善効果額			3.4	3.4	3.4	3.4		13.6					
当初計画改善効果額 合計									627.9	※24年度迄で627.9			
<参考>当初計画補償金免除額(旧資金運用部資金)									399.2	(合併調整により使用料改定時期が変更になったため)			

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】（つづき）

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	収入の確保	使用料収入									
		改善効果額									
		①有収水量の増加									
		②使用料の適正化									
	③収納率の向上										
	その他④( )										
	改善効果額										
	経営の効率化	管理運営費									
		うち職員給与費中の退職手当を除いたもの									
		改善効果額									
⑤職員給与費の適正化											
維持管理費(上記以外)の適正化											
( )											
その他⑥(再任用職員等の活用 H25より効果額1名×5百万円)										5	5
改善効果額										5	5

延長計画改善効果額 合計 A	10
延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B	
普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加算する額 C	
A + B + C	10
<参考>延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)	-

注1 計画前年度において使用料単価150円/m<sup>3</sup>(20m<sup>3</sup>当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m<sup>3</sup>未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記入し、当該適正化による増収額を②に記入すること。

2 「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

3 「経営の効率化」での他⑥の例:建設コストの削減(工ノ水削減)による減収、工法の見直し・技術開拓による減収。建設改良費の削減(除却)、電気・機械設備等の定期的修理による長寿化による減収(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

4 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

5 「目標又は実績」の各数値を記入する場合は、以下を参考にされたい。

【平成21年度地方公営企業決算状況調査】

- ・処理区域内人口 …………… 10表01行11列
- ・水洗便所設置済人口 …………… 10表01行12列
- ・有収水量 …………… 10表01行52列
- ・管理運営費 …………… 32表02行05列
- ・汚水処理原価 …………… (32表02行06列)/(有収水量)
- ・汚水処理原価(維持管理費) …… (32表01行44列)/(有収水量)
- ・使用料収入  
 法適用事業 = 20表01行03列  
 法非適用事業 = 26表01行03列
- ・うち職員給与費中の退職手当を除いたもの  
 法適用事業 = (21表01行06列)+(23表01行18列)-(21表01行44列)  
 法非適用事業 = (26表01行14列)+(26表01行35列)-(26表02行14列)

6 「普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。 )。

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組について)

○ 使用料適正化の考え方                      基準外繰入をなくし今後も一般会計からの繰入金が増加しないよう適正な料金改定を行う。当面は150円/m<sup>3</sup>を目標に段階的に使用料単価の見直しを行う。

○ 民間委託の取組状況                      自前の処理施設を持たないため現在においても維持管理業務のほとんどは委託化している。今後は一括発注を進める等、合併によるメリットを生かしていく。

○ その他に記入された項目に関する取組等          接続率の向上を図るため職員による個別訪問・夜間訪問による啓発を行う。平成25年度までに再任用職員等を活用し、人件費の削減を行う。